

2021年2月27日

〒457-0841

名古屋市南区豊田5-17-10

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

〒457-0841

名古屋市南区豊田5-17-10

オハラ樹脂工業株式会社

業務G r. 部長 伊 東 雅 弘 殿

JMITU (日本金属製造情報通信労働組合)

中央執行委員長 三 木 陵 一

同 愛 知 地 方 本 部

執行委員長 北 村 淳

同 愛 知 支 部

執行委員長 平 田 英 友

同 オハラ樹脂工業分会

分会長 朝 倉 健 次

差出人 (〒457-0841)

名古屋市南区豊田5-17-10

JMITU愛知支部オハラ樹脂工業分会

分会長 朝 倉 健 次

不 当 処 分 撤 回 再 要 求 書

- 1 当労組が貴社に当てて発出している書面について最近、「業務G r. 伊東雅弘」氏のところで止められているようですが、尾原慶則社長は当労組発出の書面をご覧頂いているのかどうか、ご回答下さい。

又、このところ当労組の貴社宛書面について、「業務G r. 伊東雅弘」氏の名義で「通知」や「回答」らしき書面が当労組宛に発出されていますが、「業務G r. 伊東雅弘」氏は貴社において、どのような権限と責

任を有しておられるのか、当労組に対して唯の一度も協議はしておらず、ご説明も頂いておりません。

貴社代表者はこれまで、当労組の極めて切実且つ当然の要求である一時金の支給や賃金の引上げ要求に対して「業績が悪い。コロナによる低迷」を主な理由にしてまともに答えようとされません。その一方で、当労組が要求もしておらず、全く必要性を理解出来ないだけでなく、唯、なんとなく出社して当労組と貴社の間に割り込み、いたずらに内容のない書面を作成したり、労使関係に混乱を持ち込むことばかりを繰り返すのみであります。

「業務G r .」なる部署は、百害あって一利なしと言う外なく、直ちに廃止され、当労組が2019年12月16日付「労働条件に関する要求書」3項「適正な人員配置についての要求」に記載した①乃至⑨の部署に、早急に必要人員を配置されるよう強く求めるものであります。

- 2 「業務G r . 伊東雅弘」氏名で当労組に対し、令和3年2月19日付「表題」のない書面が届きました。同書面は、到底貴社が当労組に当てて発出された書面とは考えられません。その理由は、上記で述べたように当労組発出の書面を「受領」したのも上記書面を発出したのも「業務G r . 伊東雅弘」氏であります。

当労組は、貴社宛書面について常に責任の所在を明らかにするために、必ず各セクションの代表者名を記名致します。

貴社上記書面には代表者名が記載されておらず、正式なものかどうか不明であり、果たしてこの様な書面（部署）に対して答えるべきかどうかとも考えるところであります。

従って、仮に以下回答致します。

- 3 上記書面の第2段落について貴社は、一体何を仰りたいのか全く理解できません。或いは「蛇足」というべきかも知れません。

また、第3段落以降についても同様であります。

- 4 当労組と致しましては、貴社が当労組分会役員4名に対して、2020年12月22日付で為した不当な懲戒処分の撤回と、一方的に減額した賃金の返却及び上記不当処分の責任者である貴社代表者の書面による謝罪を繰り返し要求致します。

- 5 なお、本要求に係る団体交渉を速やかに開催されるよう求めるものであります。

団体交渉の日程及び場所につきましては、これまで山積している諸課題での団体交渉時に、追加議題とすることで構いません。

以上

郵便認証司

3. 2. 27

この郵便物は令和 3年 2月 27日
第12486326845～12486326856号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2021022713375700100000 号

2 / 2 頁

東 京
3. 2. 27
12-18